令和6年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録概要

1 開催日時 令和6年5月16日(木)

開 会 13時30分 閉 会 15時00分

2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室

3 議 題 「いじめ問題に対する八千代市の取り組み」(公開)

「関係機関の連携と『SOS の出し方教育』の今後の展開」(非公開)

4 出席者名 委員 荻野信治,太田信子,土井弥寿子,野原宏太,

杉﨑有衣,大小田泰一郎,斉藤正,高倉啓安,松本亮二,高原敬介,

加藤英昭, 丹治貴史, 嶺岸秀一

事務局 兒玉健司, 宗像洋, 向智広, 高木礼子, 清水俊輔, 福田恭子, 新井宜弘

5 公開又は非公開の別 一部非公開

6 非公開の理由 協議においては、具体的ないじめ事案についての情報提供、情報

交換があり、個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱う

ことによる。

(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)

7 傍聴人定員及び傍聴人数 定員5名(傍聴0名)

8 審議内容等

髙原会長

ただ今から、「令和6年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会」を開会いたします。着座にて会を進行させていただきます。条例第6条第2項の規定により定足数を確認いたします。委員数15名、出席者数13名、欠席者数2名。よって、本協議会は成立いたします。続きまして、本日予定されております議事のうち、「報告説明事項②」「協議」では、八千代市審議会等の公開に関する要領第4条第2号に該当する個人情報を扱う可能性があることから、会議の非公開を求めます。よろしくお願いします。それでは、次第に従って、進めてまいります。報告・説明事項について、事務局お願いします。

事務局(清水)

事務局より、八千代市いじめ問題対策連絡協議会について確認いたします。いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより設置されております。いじめの未然防止や早期発見、初期対応等について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的としています。本連絡協議会は、スライドにあります団体からお集まりいただいています。それぞれの立場から御意見をいただき、各機関が連携を図るとともに、教育委員会や学校の取り組みについてご意見をいただきたいと思います。八千代市では、「いじめ防止対策推進法」をもとに「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しております。市及び各学校では、いじめの認知をこの定義に基づいて行っております。トラブルがあったとき、学校は学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要になっていま

す。また、この「児童等が行った行為」が、「いじめを意図して行っていない」場合や、 「1回のみで継続して行われたわけではない」場合においても, 児童等が心身の苦痛 を感じている際には、いじめとして積極的に認知し、適切に対応することで、いじめ の解消に至るケースが増えています。このような対応を行うに当たり、教育委員会で は「いじめ対応のフローチャート」を作成し、学校に周知しております。いじめの疑 いが発生した時点で、しっかりと校内で共有できるように伝えてまいりたいと思って おります。また、八千代市では、令和4年12月に発表された「生徒指導提要」の改 訂を受けて、市いじめ防止基本方針の改訂をいたしました。改訂のポイントとして、 ○人権意識について○いじめ防止につながる積極的生徒指導○保護者への周知と連 携○いじめ防止プログラム(年間計画)○SOSの出し方に関する教育○組織的な対 応方針の共通理解○重大事態に発展させない生徒指導○重大事態の国への報告。この 8点を反映しました。続いて、今年度教育委員会として行っているいじめ問題に対す る取り組みを紹介いたします。まず、八千代市スクールソーシャルワーカーの配置で す。スクールソーシャルワーカーとは、児童生徒のおかれた「環境への働きかけ」を、 支援するための社会福祉の専門家になります。今年度から八千代市独自でスクールソ ーシャルワーカー制度を始めました。県スクールソーシャルワーカーは八千代台小に 引き続きおります。いじめ・不当校・暴力行為・児童虐待など、様々な面で関係機関 との連携を促す役割としてすでに活躍していただいています。続いて、「SOSの出し 方教育」についてです。こちらは、令和5年11月27日付教指第1905号「児童 生徒の悩みやSOSを積極的に捉える取組の推進について(通知)」になります。昨年 度の研修会においてもお伝えしましたが、SOSの出し方教育については、国を挙げ て実施を求められている取り組みになります。各学校、何らかの形で実施するように ご協力よろしくお願いいたします。続いて,八千代市いじめ防止基本方針の周知にな ります。前回の協議会で御意見いただいた件につきまして、課として①教育委員会H Pに公開 ②広報やちよ8月1日号に掲載依頼③自治会の回覧板等で周知を考えて います。以上です。

髙原会長

ただいま事務局から「報告・説明事項」について説明がありましたが、学校の校長先生方にまずお伺いします。事務局からありました、地域の回覧板等に学校だよりで八千代市いじめ防止基本方針を周知していただくことは可能でしょうか。

大小田委員

私が以前勝田台中学校の教頭だった際には、学校だよりを地域のリーダーのところに持って行ったことがありました。それが、コロナの影響でなくなって今に至っています。大和田中学校でも、現在は回覧にしてはいません。大和田中学校は、電子媒体で学校だよりを出していますので、紙媒体のものを作っていません。しかし、大和田中学校では、コミュニティスクールの設置を進めていきたいと考えているので、そろそろ地域にアピールしていきたいと考えています。機会をいただければ、子どもの個人情報などを載せないダイジェスト版等を回覧することを取り組むことはできるかと思います。地域へのアピールは必要であると考えています。

杉﨑委員

南高津小学校では、学校だよりを毎月出しています。コロナの影響で自治会の方から「回さなくて結構ですよ」と言われていました。また少しずつお話しさせていただいて取り組もうかと思っています。

髙原会長

ありがとうございます。コロナの影響もあり、行っていなかったが検討してもらえる

というお話でした。では、先ほどの事務局の説明につきまして、他に質問等がありましたら、お願いします。

太田委員

2ページの学校におけるいじめ対応のフローチャートというところでいじめの訴えがあった時すぐに校内いじめ対策組織(常設)と書いてあると思いますが、これは学校の中の人だけで構成されているのか、そして学校外の人はどのような形で集めているのかを教えていただきたいです。私が民生委員になった10年前は、主任児童委員及び民生委員が各学校にいじめ対策委員として組織に入っていました。学校外の人が入っているかどうかを確認させてください。

事務局(清水)

外部の方を入れるかどうかは学校の判断となります。外部の方と言って良いのかわかりませんが、スクールカウンセラーが入っていたり、民生委員が入ったりすることも可能です。

太田委員

可能ということは内部の人間が多いのですか。

事務局(清水)

左様です。

髙原会長

他いかがでしょう。

野原委員

スクールソーシャルワーカーの件で質問です。これは申請をして来てもらうという感じですか。それとも学校を回るということでしょうか。申し込む方の対象は保護者の側から行くのか,先生側から申請の形でされているのでしょうか。また,利用実績を教えてもらえますか。

事務局(清水)

基本的には学校側から指導課に必要に応じて要請をしていただくことになっております。その申請用紙等も学校側に発出をしています。学校を回る件についてお話をしますと、実は今年指導課に配置した者は昨年度まで県に配置をされていました。ですので、学校側にも認知度が高い者を配置しています。現段階でもかなりの相談件数になっていますが、令和4年度ですと1500件以上の相談件数を受けておりました。

松本委員

スクールソーシャルワーカーの清水先生についてですが、子ども相談センターにおける虐待ケースにも相談になってもらっています。事務局の方から年間で1500件以上という話もありましたが、やはり1人で1500件以上というのが「現実的ではない」のかなと考えます。そのこともあって、今年度一人増やしたのかなと思います。今後のスクールソーシャルワーカーの増員は検討されていますか。

事務局 (清水)

増員に関しましては、これからも検討を重ねていきたいと思います。御意見ありがと うございました。

髙原会長

その他いかがでしょうか。ありませんか。 それでは、これより非公開の会議となります。